

大船渡市週休 2 日工事実施要領

(目的)

第 1 この実施要領は、市が発注する建設工事において週休 2 日を確保する工事（以下、「週休 2 日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めることにより、建設業における長時間労働の是正や休日確保に向けた労働環境整備を進め、将来の担い手の育成・確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休 2 日とは、作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）（以下、「祝日に関する法律」という。）に規定する休日を現場閉所することをいう。
- (2) 週休 2 日相当とは、土日に限定せず、現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上であることをいう。
- (3) 現場閉所日とは、予め定めた休工日であり、1 日を通して現場事務所での作業を含めいずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く。）。
- (4) 作業期間とは、実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）の期間を除いた期間をいう。
- (5) 実工期とは、工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。
- (6) 発注者指定型とは、発注者が、完全週休 2 日又は週休 2 日相当に取り組むことを指定する方式である。
- (7) 受注者希望型とは、受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休 2 日工事に取り組むことを協議したうえで実施する方式である。

(対象工事の選定)

第 3 発注者は、原則として全ての工事を週休 2 日工事の対象として発注することを標準とする。ただし、災害復旧工事など緊急性のある工事又は工程上の制約により休日の確保が困難な工事は選定しない。

(実施手続)

第 4 発注者は、設計図書の縦覧の際、特記仕様書に「週休 2 日工事（発注者指定型）」の対象であることを明示するものとする。

2 週休 2 日の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 施工計画書（当初）に、具体的実施日を記載し提出すること。
- (2) 週休 2 日の取組の対象期間は、作業期間内とする。
- (3) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除

き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。

(4) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。

(5) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(6) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。

(7) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。

(8) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。

3 受注者は別紙1を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。(A3判程度)

(発注者の責務)

第5 発注者は、週休2日工事の実施に当たり取組の支障とならないよう、ウィークリースタンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

(週休2日等の実施報告)

第6 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前(土日等含む)までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、休日が確保されていることがわかる資料(作業日報や週報、出勤簿等のいずれか)を監督職員に提示するものとする。

(工事成績評定における評価、達成証明)

第7 発注者は、土木工事及び上下水道工事において、週休2日の達成を確認した場合は、工事成績評定要領に基づく工事成績評定で当該各号に定めるとおり評価するものとする。

(1) 完全週休2日を達成した場合は、工事成績評定要領別紙1の監督員の考査項目「工程管理」及び「創意工夫」において加点評価する。

(2) 週休2日相当を達成した場合は、工事成績評定要領別紙1の監督員の考査項目「工程管理」において加点評価する。

(3) なお、営繕工事については、成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を

標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合においても従来と同様に適切に評価する。

(4) 受注者に、週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定要領別紙2の係長の考査項目「法令遵守等」のその他において、2点の減点評価を行うものとする。

2 発注者は、発注者指定型において現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者（又は監理技術者）に発行するものとする。

（工事費の積算）

第8 発注者は、発注時に次の各号により設計価格を積算するものとする。

(1) それぞれの経費に別表で定める4週8休の補正係数を乗じて積算するものとする。

2 発注者は、精算時に週休2日の達成状況を確認した結果、4週8休未達となった場合は、全ての補正係数分を減額して設計変更を行うものとする。その際、4週6休以上であっても補正を行わない。

（補則）

第9 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 補正係数

1 土木工事（電気通信設備及び土木機械設備工事を含む）及び上下水道工事（電気設備及び機械設備工事を含む）

補正係数	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上（28.5%以上）	1.05	1.04	1.04	1.06

2 港湾工事（漁港漁場関係工事及び海岸工事を含む）

補正係数	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上（28.5%以上）	1.05	1.04	1.02	1.03

3 営繕工事（建築、電気設備及び機械設備工事）

補正係数 ※	労務費 (複合単価の労務費)
4週8休以上（28.5%以上）	1.05

※市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正については、7によること。

4 市場単価方式（港湾工事を除く土木工事及び上下水道工事）

名称	区分	4週8休以上 (28.5%以上)
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03

名称	区分	4週8休以上 (28.5%以上)
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

5 市場単価方式（下水道工事）

名称	区分	4週8休以上 (28.5%以上)
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
砂基礎工	機械施工	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.05
組立マンホール工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.02

6 市場単価方式（港湾工事）

港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出

補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

名称	市場単価 補正係数
底面工	1.04
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
支保工	1.05

名称	市場単価 補正係数
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

7 市場単価方式（営繕工事）

	区分	算定式
市場単価 補正市場単価	新営工事	市場単価 × 新営補正率 補正市場単価 × 新営補正率
	全館無人改修 (基準単価の算定)	市場単価 × 新営補正率 補正市場単価 × 新営補正率
	執務並行改修 (基準補正単価の算定)	市場単価 × 改修補正率 補正市場単価 × 改修補正率
物価資料の掲載価格 (市場単価以外の材 工単価)	新営工事	物価資料の掲載単価 × 新営補正率
	全館無人改修 (基準単価の算定)	物価資料の掲載単価 × 改修補正率

※ 「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、別表4の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

8 建築工事の補正率

工種	摘要	4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02

工種	摘要	4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)	
		新営 補正率	改修 補正率
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※ 「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

9 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
配管工事	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

10 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

別紙 1

この工事は、大船渡市が発注した週休 2 日工事です。

建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

工事名：○○○○○○工事

様式第1号（第7条関係）

週休2日達成証明書

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	
発注形式	発注者指定型
週休2日達成状況 (該当するものに○)	完全週休2日 週休2日相当（4週8休）
完成年月日	完成 年 月 日

上記工事は、大船渡市週休2日工事实施要領に基づき、週休2日を達成したことを証明します。

年 月 日

大船渡市長 淵 上 清